

次世代IPネットワーク推進フォーラムのウェブサイトに関する運用規程

第1条 目的

本規程は、次世代IPネットワーク推進フォーラム(以下、本フォーラム)のウェブサイト(以下、本ウェブサイト)の運用に際し、必要な事項を定めることによって、次世代IPネットワークの推進に関する情報の迅速な提供を図ることを目的とする。

第2条 運用・管理

本ウェブサイトは本フォーラムの事務局(以下、事務局)である(独)情報通信研究機構(以下、NICT)が管理・運用することとする。ただし、本ウェブサイト用コンテンツのデザインに関して、外部委託によることを妨げない。

第3条 運用期間

本ウェブサイトの運用期間は、本フォーラムの終了日までとする。

第4条 運用時間

本ウェブサイトの運用時間は、サーバの保守点検等により、一時的にサーバの運用を中止または中断する場合を除き、1日24時間、年中無休とする。

第5条 情報の種類

本ウェブサイトにより提供する情報は以下のものとし、これら以外の情報を掲載する場合は、企画推進部会において掲載の可否を判断することとする。

- (1) 本フォーラム全般に関わる情報
(設立趣意、組織図、参加申込み方法、問合せ先等の情報)
- (2) 本フォーラムの活動の進捗状況に関わる情報
(本フォーラムの各部会、各ワーキンググループ(以下WG)、各サブワーキンググループ(以下、SWG)における配布資料等の情報)
- (3) 本フォーラムが関係(共催、後援等)するシンポジウム、ワークショップ、セミナー等のイベントの開催案内
- (4) 本フォーラムが承認した外部ウェブサイトへのリンク

第6条 個人情報の保護

ウェブサイトの構築にあたっては、個人情報の保護に配慮することとする。

第7条 資料の著作権

第5条(2)に掲げる、各部会、各WG、各SWGの会合における資料の著作権は、各資料の作成者が所有するものとする。

第8条 資料の引用

第5条(2)に掲げる、各部会、各WG、各SWGの会合における資料の引用を希望する場合、希望する者は、本フォーラム事務局宛に、引用を希望する旨とその目的を書面にて提出するものとする(形式は任意)。本フォーラム事務局は、必要に応じて第7条に定める著作権を有する者に照会の上、問題がない場合は、出典元を明示することを条件に引用可能である旨、引用を希望する者に通知するものとする。

第9条 会合資料の閲覧制限

第5条(2)に掲げる本フォーラムの各部会、各WG、各SWGにおける資料の閲覧に関しては、各部会、各WG、各SWGの参加者に限定するために、パスワードによる制限を設けることができる。パスワードによる制限の実施は、各部会、各WG、各SWGが決定することとする。

第10条 本ウェブサイトから外部ウェブサイトへのリンク

本ウェブサイトから外部ウェブサイトへのリンクを、本ウェブサイト内に作成することを可能とする。

第11条 本ウェブサイトからのリンクを認める条件

本ウェブサイトからのリンクが認められる外部ウェブサイトの条件は以下のとおりとする。

- (1) 本フォーラムの目的達成に寄与すると認められるものであること
- (2) 特定の関係者のみを対象とするものでないこと
- (3) 運営者の存在または組織等が明確であること
- (4) 私的な利益を目的としていないこと
- (5) 公序良俗に反せず、その他社会的な非難を受ける恐れがないこと
- (6) 宗教的または政治的目的を有していないこと

第12条 本ウェブサイトから外部ウェブサイトへのリンク作成の申請手続き

本ウェブサイトから外部ウェブサイトへのリンク作成を希望する者は、リンクを希望する外部ウェブサイトのURLおよび第11条に掲げる条件を満たすか否かの判断に資する資料を書面にて事務局に提出すること(形式は任意)。事務局は、当該ウェブサイトが第11条に掲げる条件を満たすことを確認し、問題がなければ、リンクを作成する。事務局でリンク作成の可否判断が難しい場合は、企画推進部会にリンク作成の可否判断を委ねることとする。

第13条 本ウェブサイトから外部ウェブサイトへのリンクの取り消し

事務局は、本ウェブサイトからのリンク作成が認められた外部ウェブサイトが、以下のいずれかに該当すると認められるときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請内容によりリンク作成の承認を受けたとき
- (2) 当該ウェブサイトが第11条に掲げる条件を満たさなくなったとき
- (3) その他、本フォーラムにとってふさわしくないウェブサイトと認められるとき

第14条 外部ウェブサイトから本ウェブサイトへのリンク

外部ウェブサイトから本ウェブサイトへのリンクは原則自由とするが、事前の事務局への通知を推奨することとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。